
入 札 参 加 資 格 の 変 更 手 続 き

入札参加資格認定後、申請事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更を届け出てください。

1 入札参加資格の変更手続きについて

建設工事	2
測量・建設コンサルタント等業務	4
物品・その他業務	6

2 提出先

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市役所総務部財政課

電話（0823）43-1629

3 提出方法

郵送又は持参

建設工事

1 変更届作成要領

入札参加資格認定後、下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更を届け出てください。

(1) 電子届出

広島県の『資格審査受付システム』により変更手続きを行い、「送信完了兼受付票」に下表右欄の添付書類を添付して、提出してください。

(2) 窓口における届出

「変更届（建設工事）」に下表右欄の添付書類を添付して、提出してください。

2 届出が必要な事項及び添付書類

	項 目	添付書類
会社基本情報	主たる営業所の所在地	建設業許可変更届出書（様式第22号の2）の写し（※1）
	商号又は名称	
	代表者職名及び氏名	
	実印	印鑑証明書の写し（※2）
	使用印鑑	使用印鑑届（共通）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
許可情報	許可換え（大臣⇔知事）	許可通知書の写し
	許可区分（般⇔特）（業種ごと） ※ただし、資格認定された業種に限る。	
	許可業種の廃業（業種ごと） ※ただし、資格認定された業種に限る。	建設業廃業届の写し
営業所情報	所在地	建設業許可変更届出書（様式第22号の2）の写し（※1）
	営業所名	添付書類不要
	受任者職名及び氏名	委任状（様式第3号）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
	許可区分（区分の変更）（業種ごと） ※ただし、資格認定された業種に限る。	許可申請書の写し及び別表の写し
	許可業種の追加及び廃業（業種ごと） ※ただし、資格認定された業種に限る。	建設業許可変更届出書（様式第22号の2）の写し（※1）
	廃止	建設業許可変更届出書（様式第22号の2）の写し（※1）
	新規	建設業許可変更届出書（様式第22号の2）の写し（※1） 委任先に関する調書（様式第2号） 委任状（様式第3号）（写し不可）

※1 許可行政庁の収受印のあるもの

※2 変更を届け出る日の3か月前の日以降に発行されたもの

3 取下げ

添付書類は不要

- ※ 取下げ申請をした業種については、平成27・28年度の資格においては再申請できないので、注意してください。

4 注意点

- (1) 希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- (2) 建設業許可が失効した場合には、入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、入札参加資格申請を行うことはできません。
- (3) 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、競争入札等に係る指名除外要綱による指名除外の措置等の対象となる場合があります。

5 届出が不要な変更の例

- (1) 許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- (2) 入札参加資格申請後の経営事項審査の更新
- (3) 代表者以外の役員の変更
- (4) 決算の変更
- (5) 資本金の変更
- (6) 江田島市との契約締結権限を有しない営業所の新規及び追加

6 その他

次の事項については、変更があった時点で、江田島市発注工事を請け負っている場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに各市発注機関に変更事項を届け出る必要があります。

- (1) 商号又は名称（必須）
- (2) 代表者職名及び氏名（主たる営業所が契約を締結している場合）
- (3) 営業所名称（営業所が契約を締結している場合）
- (4) 受任者職名及び氏名（営業所が契約を締結している場合）

測量・建設コンサルタント等業務

1 変更届作成要領

入札参加資格認定後、下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更を届け出てください。

(1) 電子届出

広島県の『資格審査受付システム』により変更手続きを行い、「送信完了兼受付票」に下表右欄の添付書類を添付して、提出してください。

(2) 窓口における届出

「変更届（測量・建設コンサルタント等業務）」に下表右欄の添付書類を添付して、提出してください。

2 届出が必要な事項及び添付書類

	項 目	添付書類
会社基本情報	本店所在地	商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）又は身分証明書の写し（※1）
	商号又は名称	
	代表者職名及び氏名	
	実印	印鑑証明書の写し（※1）
	使用印鑑	使用印鑑届（共通）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
登録情報	業務部門登録の削除	削除通知書の写し
営業所情報	所在地	添付書類不要
	営業所名	
	受任者職名及び氏名	委任状（様式第5号）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
	廃止	添付書類不要
	新規	委任先に関する調書（様式第2号） 委任状（様式第5号）（写し不可）

※1 変更を届け出る日の3か月前の日以降に発行されたもの

3 取下げ

添付書類は不要

※ 取下げ申請をした業務については、平成27・28年度の資格においては再申請できないので、注意してください。

4 注意点

- (1) 希望業務（分野及び部門）の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- (2) 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、競争入札等に係る指名除外要綱による指名除外の措置等の対象となる場合があります。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合には、入札参加資格が失効しますので、財政課までご連絡ください。

ア 測量分野の測量一般部門、地図の調整部門、航空測量部門の入札参加資格を有する者が、測量法

江田島市/入札参加資格の変更手続き（平成27年4月）

（昭和24年法律第188号）第55条の10の規定により、測量業者の登録を削除されたとき
イ 建築関係建設コンサルタント分野の建築一般部門の入札参加資格を有する者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の8の規定により、建築士事務所の登録を抹消されたとき
ウ その他分野の不動産鑑定部門の入札参加資格を有する者が、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第30条の規定により、不動産鑑定業者の登録を抹消されたとき

5 届出が不要な変更の例

- (1) 代表者以外の役員の変更
- (2) 決算の変更
- (3) 資本金の変更
- (4) 江田島市との契約締結権限を有しない営業所の新規及び追加

6 その他

次の事項については、変更があった時点で、江田島市と業務委託契約を締結している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに各市発注機関に変更事項を届け出る必要があります。

- (1) 商号又は名称（必須）
- (2) 代表者職名及び氏名（主たる営業所が契約を締結している場合）
- (3) 営業所名称（営業所が契約を締結している場合）
- (4) 受任者職名及び氏名（営業所が契約を締結している場合）

物品・その他業務

1 変更届作成要領

入札参加資格認定後、下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「変更届（物品・その他業務）」に下表右欄の添付書類を添付して提出してください。

2 届出が必要な事項及び添付書類

	項 目	添付書類
会社基本情報	本店所在地	商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）又は身分証明書の写し（※1）
	商号又は名称	
	代表者職名及び氏名	
	実印	印鑑証明書の写し（※1）
	使用印鑑	使用印鑑届（共通）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
契約種目情報	取扱品目（物品関係及び委任・役務業務関係）の削除	添付書類不要
営業所情報	所在地	添付書類不要
	営業所名	
	受任者職名及び氏名	委任状（様式第4号）（写し不可）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
	廃止	添付書類不要
新規	委任状（様式第4号）（写し不可）	

※1 変更を届け出る日の3か月前の日以降に発行されたもの

3 取下げ

次に掲げる事項に該当する場合には、「変更届（物品・その他業務）」にその旨を記載して、入札参加資格の取下げを届け出てください。（添付書類は不要）

- (1) 営業の全部又は一部（資格認定された契約種目に係る）を廃業するとき
- (2) 資格の認定に必要な許認可等がなくなったとき
- (3) 資格の認定に必要な有資格者がいなくなったとき

4 注意点

- (1) 契約種目の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- (2) 届出が必要な事項の変更があつたにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、競争入札等に係る指名除外要綱による指名除外の措置等の対象となる場合があります。

5 届出が不要な変更の例

- (1) 代表者以外の役員の変更
- (2) 決算の変更
- (3) 資本金の変更
- (4) 江田島市との契約締結権限を有しない営業所の新規及び追加

6 その他

次の事項については、変更があった時点で、江田島市と契約を締結している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに各市発注機関に変更事項を届け出る必要があります。

- (1) 商号又は名称（必須）
- (2) 代表者職名及び氏名（主たる営業所が契約を締結している場合）
- (3) 営業所名称（営業所が契約を締結している場合）
- (4) 受任者職名及び氏名（営業所が契約を締結している場合）